

平成 18 年 6 月 9 日

新潟市水道局
建設工事入札参加業者 各位

新潟市水道局
業務部財務課長
(担当：契約係)

経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写しの提出について

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、決算期毎に決算日を審査基準日とする経営事項審査を受け、経営規模等評価結果・総合評定値通知書を保持していなければなりません。この通知書には、その審査基準日から起算して1年7カ月（通知書が届いてから約1年間）の有効期間があります。（建設業法施行規則18条の2）

この有効期間が切れることなく、新しい通知書を保持するためには、決算日（審査基準日）後7カ月で、①決算変更届を提出し、②経営状況分析、③経営規模等評価を受けて、④通知書を受け取らなければなりません。

上記を確認するために、**契約書提出時に経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書の写しを工事ごとにご提出下さい。**

なお、平成18年6月12日以降の契約からの運用といたします。

※公共工事を発注者から直接請け負おうとする業者は、有効な経営規模等評価結果・総合評定値通知書を保持していなければ、契約できないこととなっています。経営規模等評価結果・総合評定値通知書の有効期間には十分ご注意ください

問 合 せ 先
財 務 課 契 約 係
0 2 5 - 2 6 6 - 9 3 1 1
内 線 3 3 5 ・ 3 3 6 ・ 3 5 1